

## 三田市協働のまちづくり基本指針の改定について（検討資料）

### 1 改定の背景

#### (1)コミュニティ等の変容

- ・地域コミュニティの疲弊
- ・テーマ型コミュニティの変容
- ・行政の守備範囲の見直し

#### (2)政策上の要請

- ・第5次総計の施行：「地域で支えるまちづくり」「協働・共創のまちづくり」の具体化（3～6ページ）
- ・SDGs並びに「人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例（第10条）」（7ページ～）の理念の反映
- ・(仮)コミュニティ条例案、まちづくり基本条例（11ページ～）のアップデート検討の指針

### 2 新指針の位置づけ

- コミュニティ振興・協働推進の観点から「協働・共創のまちづくり」を、市を挙げて推進するための今後5年を視野に入れた指針とする。
- 総合計画に対応して、課題ごとに市民、団体・事業者等、市行政の3セクターそれぞれに向けた指針となることを意識する。

#### 三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例

第10条 市民及び事業者等は、地域の多様な人材の参画を図り、一人一人の個性及び多様性が尊重され、それぞれが持つ志や力を調和させながら、誰にとっても暮らしやすい地域社会づくりに努めます。

#### 関連するSDGsのターゲット



### 3 新指針における視点（以下は例示です）

- (1)協働・共創・共生の理念について
- (2)コミュニティ活動の現在地（地域、テーマ型、支援施策）
- (3)地域コミュニティ活動に対する指針（課題、提言）
  - ・持続可能な区・自治会の機能とあり方
  - ・多様性を踏まえた参加の促進
  - ・実情を反映した地域活動に関わる範囲の検討（地区/校区）
- (4)テーマ型コミュニティ活動に対する指針（課題、提言）
  - ・協働を促進する情報技術への期待
- (5)協働・共創のまちづくりの推進に向けた仕組みと政策指針  
（地域コミュニティ、市民センター、中間支援、補助金制度）
  - ・中間支援・コーディネート機能の強化
  - ・協働事業提案制度の拡充と包括的支援の受け皿化
  - ・ひとを育てる、ひとのチカラを育むための行政の役割・支援
  - ・市民センターやまちづくり協働センターに求められる役割の具体化

### 4（参考）これまでの議論等を踏まえた事務局の課題意識

- (1)コミュニティ観を転換する必要性
  - ・ネットワーク型・「集わない」コミュニティへの対応
  - ・区・自治会の地域総合性を自明としない
  - ・地縁中心から機能（テーマ）重視のコミュニティ観へ
- (2)コミュニティ間の協働を前提とした新たな補完性と協働の原理の提示
  - ・行政との協働を必ずしも前提としない
  - ・地域コミュニティの機能をテーマ活動で分解・再編・協働
  - ・ICT活用のポイント
- (3)共生の理念の具現化
  - ・多様性の協働を通じた共創の必要性の提示
  - ・性別、年齢にとらわれない活躍の推進にむけた提言
- (4)人を育てる、行動(活動)をはぐくむ役割の重要性
  - ・「ええやん やってみよ！」精神の高揚に向けた支援策
  - ・コミュニティ間をつなぐ役割の重要性
  - ・拠点としての市民センターの役割に対する提言

## 2 地域で支えるまちづくり



### 1. 10年後に目指したい将来像

人口減少下においても活力がある地域の将来像が地域計画等として共有され、多様な住民の参加が進み、自治区・自治会をはじめテーマ型活動団体<sup>※</sup>や事業者・団体等、市との連携を通じて、自分自身の手で住みたい・住み続けたいと思えるような地域づくりが進められています。

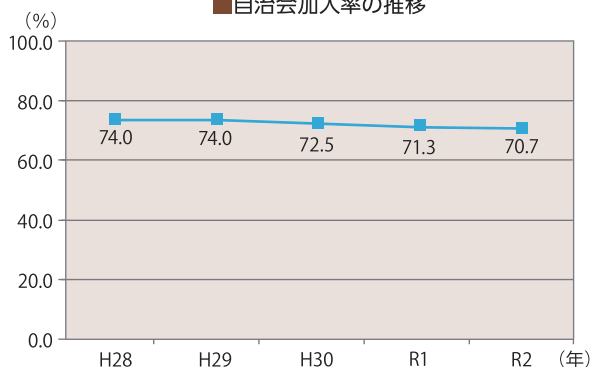
### 2. 10年後に心配される三田の状況

### 3. 10年後に目指したい三田の状況

	2. 10年後に心配される三田の状況	3. 10年後に目指したい三田の状況	取り組み
A	地域活動の負担が過重となり、地縁団体 <sup>※</sup> の役割が十分に果たせていないこと	地縁団体の役割が明確化されて活動がスリム化し、地縁を活かすべき活動に注力できていること	①
B	家族や地域のつながりが希薄化し、人々の孤立が進んでいること	住民交流が日常化して顔の見える関係づくりができ、有事の際の助け合いの基盤となっていること	①
C	地縁団体の役員をはじめとする地域活動の担い手が少なくなっていること	様々な形で若者や女性が積極的に地域活動に参画し、全住民による地域づくりの機運が醸成されていること	②
D	地縁団体による活動とテーマ型の団体や事業者の活動が連携されず、地域力が十分に発揮されていないこと	地域課題に関する連携基盤が形成され、課題やニーズ、対応可能な資源と各セクターとのマッチングや連携ができていること	③
E	地域コミュニティに関する理念や目標等が共有されず、行政、市民、事業者・団体等の活動が縦割りとなり、総合化されていないこと	基本的な理念・目標像やルールの共有を通じて、それぞれの力が結集され、包括化された交付金等を活用して地域特性を発揮した住民自治が実現されていること	④
F	地域において様々な生活上の不安や課題を抱え、援助が必要な家庭が増える中、十分な支援が受けられず、市民の不安が増大していること	身近な地域の中で見守り活動や支援活動が活発に行われ、誰ひとりとして取り残されることなく必要な支援が受けられ、不安の解消が進んでいること	⑤



自治会加入率の推移



※テーマ型活動団体

地縁団体に対し、NPO、ボランティア組織等特定テーマの下に組織され活動する団体をいう。

※地縁団体 12ページ参照

※まちづくり協議会 44ページ参照

※地域担当

地域の課題や市民ニーズを把握しながら、様々な協力や情報の提供を行い、地域コミュニティの活性化と市民力・地域力の向上を図り、協働のまちづくりを推進することを目的として、市民センター等に配置する市職員をいう。

※補助金・交付金の包括化

地域に組織された団体等に対して目的別に交付されてきた補助金等を可能な限り一括して交付し、地域計画等に基づいて住民の判断で用途を決定できるようにすることをいう。

## 4. 取り組み

## 市民

- ◆住みよい地域づくりを自分ごととして関心を持ち、地域計画づくりや自分ができる活動等に取り組みます。
- ◆参加、発言しやすい雰囲気づくり等、すべての住民が参加しやすい地域活動のあり方を工夫します。
- ◆積極的に自治会活動等に参加し、普段から顔の見える関係づくりに努めます。
- ◆近隣住民同士の見守り、助け合い、支え合いに関心を持ち、支援のネットワークの一員として自らができる活動に取り組みます。

## 事業者・団体等

- ◆地域の一員としての意識をもって事業活動を行うとともに、地域の未来像を住民と共に考えます。
- ◆組織がもつ様々な資源やスキルを活かした地域貢献について積極的に考え、取り組みます。
- ◆地域の未来像を共有しながらその実現に向け、多様な団体が協力し、取り組みます。

## 市

## ① 交流と安心の拠り所となる区・自治会の支援

行政やまちづくり協議会<sup>※</sup>等との役割分担等を見直しながら区・自治会の役割を整理し、負担の軽減を通じて住民主体の交流と安心の基盤としての役割を十分に発揮できるよう支援します。

## ② 若者や女性をはじめ多様な住民の参画による活力あふれる地域づくりの支援

会議の開催方法の見直しや地域計画等の策定に向けた世代別ワークショップの開催等を支援し、経験豊かなシニアや活力あふれる若者、女性をはじめとする多様な住民の参加を促します。地域担当<sup>※</sup>を中心に、地縁活動の担い手を広げるための働きかけ等地域の実情に応じた支援に努めます。

## ③ 住民主体の地域づくりに向けたまちづくり協議会等への支援強化

地域担当や市民センターの機能強化、デジタル技術の活用等を通じて、地域活動の負担軽減や意思決定の透明化を支援します。まちづくり協議会等が、地域の特性や特徴を踏まえた地域計画等をもとに、地域の未来像を共有しながら市民、事業者・団体等、行政の多様な力をつないで創造的に解決できるよう地域担当を中心に支援します。

## ④ 持続可能な住民主体の地域づくりに向けた条例や交付金制度の整備

(仮称)コミュニティ条例の制定等を通じて区・自治会やまちづくり協議会等の定義や役割を明確化します。市による支援や事務処理基準の明確化や補助金・交付金の包括化<sup>※</sup>等を通じて、市と市民等が目標を共有しながら、主体的に活気ある地域づくりに取り組むための環境整備を、実情に応じて進めます。

## ⑤ 実情に応じた地域での見守りや支援活動のネットワークを強化

ふれあい活動推進協議会とまちづくり協議会等の役割を地域の実情に合わせて整理を促し、地域における主体的な見守り、助け合い、支え合いの活動等を促進するため、地域福祉活動の担い手の拡大やネットワークづくりを支援すると共に、迅速な対応が図れるよう相談支援体制の充実を図ります。

## 5. 成果指標等

指標名	基準値	基準年	目標値(R8)
地域活動へ参加している人の割合	29.7%	(R2)	45.0%
区長・自治会長における女性比率	8.4%	(R2)	15.0%
隣近所の人と「困った時に助け合える」と考える市民の割合	15.0%	(H30)	30.0%

## ■ 主要な条例・規則及び関連計画

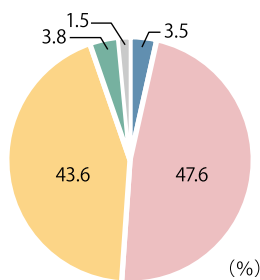
条例・規則	三田市まちづくり基本条例
関連計画	三田市協働のまちづくり基本指針、三田市地域福祉計画、三田市男女共同参画計画

1. 10年後に目指したい将来像

市民、事業者・団体及び市が、それぞれの強みを発揮しながら協働による地域づくりが進められています。あわせて、多様な主体が、異なる視点や価値観のもと、対話と試行錯誤を重ねることを通じて、相互に連携し目的を共有しながら、一体となって三田のまちを元気にする共創の取り組みが行われています。

2. 10年後に心配される三田の状況		3. 10年後に目指したい三田の状況		取り組み
A	市民、地域、事業者・団体等及び行政間の情報共有や意思の疎通ができておらず、意欲や持てる力が結集できていないこと	→	情報共有や課題、利用可能な資源、提案のマッチングが図られ、チーム三田で地域の活性化や課題の解決に取り組んでいること	① ④
B	市民活動に対する支援が個別化・形式化し、意欲ある取り組みを実現しようとする機運が失われていること	→	持続可能性と実効性を兼ね備えた支援体制を励みに、意欲ある多様な人々や団体が持てる力を発揮しながら様々な公益的活動に次々と取り組んでいること	②
C	市民活動が、会員間の交流や個人的な範囲にとどまり、人づくりや地域づくりに活かされていないこと。また、多様な人々の参加が進まず、活力や持続性が失われていること	→	共創の意識や目標の下に地域の資源や課題、団体等の情報が共有され、多様な人々のゆるやかなつながりで、創造的な地域づくりの機運が生まれていること	③
D	自らが住む地域やその未来が否定的に捉えられ、地域をより良くしようとする意欲や活力が失われていること	→	自らができる事や得意なことで地域づくりに関わろうとする意識に基づく小さな活動がつながり、広がることで三田のまち全体が元気に輝いていること	② ④

■市民と行政が協働してまちづくりに取り組んでいると思うかについて



■ そう思う ■ まあそう思う ■ あまりそう思わない  
■ そう思わない ■ 無回答

※シビックプライド

住民として自らが住む地域に対して誇りをもち、その良さを守り育てて行こうとする意識をいう。

※地域担当 55ページ参照

※市民活動推進プラザ

市民活動に必要な情報の提供や相談等市民活動に関する総合窓口をいい、まちづくり協働センターに設置している。

※協働事業提案制度

市民活動団体等の特性を活かし、市等との協働によりお互いに資源を持ち寄って課題解決を目指す助成制度をいう。

## 4. 取り組み

## 市民

- ◆地域に関心を持ち、自分のできる事や得意なことで地域づくりに関わろうとする意識を持ち続けます。
- ◆多様な人々の意見に耳を傾けながら、多様性と調和に基づく地域づくりを心がけます。
- ◆シビックプライド<sup>※</sup>をもって協働し、自らの地域の特長を見出し、伸ばすことを通じてより良い三田の共創に参画します。

## 事業者・団体等

- ◆地域の一員として、事業活動や保有するノウハウ・マンパワー等の経営資源を活かしながら地域づくり、三田のまちづくりに参画します。
- ◆協働・共創の連携基盤に積極的に参加し、地域課題の解決に向けた提案や情報提供を行います。

## 市

## ① 協働を通じて地域や三田のまちを創造する機運の醸成

地域活動とテーマ型活動、事業活動の連携による地域づくり、三田のまちづくりを目標に、行政、地域、事業者・団体等、意欲ある市民間の情報共有や課題・利用可能な地域資源・提案のマッチングを進めます。地域担当<sup>※</sup>や市民活動推進プラザ<sup>※</sup>を核に多様な力の協働をコーディネートし、新しい価値観や解決策を創造する機運を醸成します。

## ② 地域人財の育成と、意欲ある共創の取り組みをチーム三田で支援する仕組みの構築

市民センター等の生涯学習支援を強化し、地域づくりを担う人財育成を進めます。創造的な課題解決に向けた意欲ある人々のチャレンジをみんなで支える仕組みを、協働事業提案制度<sup>※</sup>の拡充を軸に構築します。

## ③ デジタル技術の活用推進とコーディネート機能の充実

デジタル技術を活用しながら地域活動や市民活動組織に関わる情報のオープン化や共有化、省力化を進め、地域や市内外の多様な人財の参画と協働を促します。多様な資源や力をつなぐ拠点として市民活動推進プラザのコーディネート機能等を充実させ、共創のまちづくりの基盤として強化を図ります。

## ④ 情報の積極的な発掘・提供と共有化の推進

市民や事業者・団体等に必要情報を積極的に提供するほか、モデルや参考となる事例の発掘に努め、広報誌等において、まちづくり活動の課題や背景、想い等を届けることで、まちの魅力や課題、課題解決への取り組み等を共有します。市民の課題への意識や参加意欲の向上を促し、積極的な行動へとつながる情報発信に努めます。

## 5. 成果指標等

指標名	基準値	基準年	目標値(R8)
三田のまちづくりへの関心度	77.0%	(R2)	80.0%
新たな協働事業提案制度への提案数	—	—	5件
まちの課題や市民活動に関する広報誌の特集等が読まれている割合	34.5%	(R元)	70.0%
SNSを活用した情報発信ツールの登録者件数	—	—	47,000件

## ■ 主要な条例・規則及び関連計画

条例・規則	三田市まちづくり基本条例
関連計画	三田市協働のまちづくり基本方針

## ○三田市人権を尊重し多様性を認め合う共生社会を目指す条例

令和3年12月20日

条例第38号

全ての人が自分らしく生きることができるまち、安心して暮らすことができるまち。そのようなまちの実現を私たちは切望しています。

三田市においては、長年にわたり部落差別の解消に向け、市を挙げて取組を進め、さらには社会の様々な人権課題に対しても、市民、事業者等及び行政が連携しながら、その解決に向け半世紀以上力を尽くしてきました。

この粘り強い取組の過程を通じて、人権尊重の意識は三田市全体へ広がりを見せ、これまで見過ごされ、我慢を強いられてきた人々の人権課題に対しても、市民の関心は高まり、解決へ向けた取組が進みつつあります。

しかしながら、私たちが暮らしている社会には、今もなお、性別、性的指向、性自認、年齢、障害、疾病、人種、民族、国籍、そして部落差別を受けてきた地域の出身であること等を理由に、差別や排除、虐待、様々な嫌がらせやいじめ等の人権侵害が生じています。さらには社会環境の変化や大規模な自然災害の発生、感染症のまん延等が、多くの人に生きづらさをもたらし、格差社会の拡大とともに他者への不寛容さを増大させています。また、インターネット等の情報通信を利用した心ない情報の拡散は、あらゆる差別の解消や人権尊重のまちづくりの推進に取り組む私たちに新たな課題を投げかけています。

国においては、基本的人権の尊重と恒久平和の理念を掲げる日本国憲法のもと、人権に関する様々な法令の整備と人権の保障に向けた取組が長年にわたって進められ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律及びアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律等が施行され、差別解消等を推進する更なる取組が進められています。

また、国際社会においても、企業活動における人権尊重の指針である「ビジネスと人権に関する指導原則」や誰一人取り残すことなく全ての人の人権を実現し、あらゆる形態の貧困に終止符を打つための「持続可能な開発目標(SDGs)」が示される等、社会経済活動における人権の尊重が求められています。

このような国や世界の動きに軌を一にして、三田市としてもあらゆる差別や排除等の人権侵害を許さない覚悟を持って誰もが安心して暮らせる社会の構築に向け、更なる取組を進めなければなりません。三田市がこの条例で目指すのは、いかなるときにおいても、互いの人権を尊重し、多様性を認め合い共に支え合うことにより、全ての人が自分らしく生きることができる社会（以下「共生社会」といいます。）の実現です。そして、それは暴力

や争い等がない平和な社会でもあります。一人一人が社会を構築する主人公であるとの認識のもと、他者の痛みや苦しみを想像し共感することが、共生社会実現への大切な一歩となります。

そこで、私たちは全ての人相互の人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生きることができるまちの実現に向け、市民、事業者等及び行政がそれぞれの役割分担のもと、一人一人ができることに取り組み、歩み続けることを決意し、この条例を制定します。

#### (目的)

第1条 この条例は、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、必要な施策を推進する基本的事項を定めることにより、共生社会を実現することを目的とします。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとします。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内の事業者等で活動する者をいいます。
- (2) 事業者等 市内で事業活動その他の活動を行う者又は団体をいいます。
- (3) 差別 性別、性的指向、性自認、年齢、障害、疾病、人種、民族、国籍又は部落差別を受けてきた地域の出身であること等を理由として、不当に不利益な取り扱いをする行為又は言動のことをいい、意図せず行われたものを含みます。

#### (基本理念)

第3条 この条例の目的を達成するため、次の各号に掲げることを基本理念とします。

- (1) 一人一人が互いの人権を尊重し、個性や多様性が尊重され、自分らしく生きることができること。
- (2) 誰もが差別等人権を侵害する行為を受けない、しない、させない、見過ごさない社会をつくること。
- (3) 全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと。

#### (市の責務)

第4条 市は、基本理念に基づき、共生社会の実現のため市政のあらゆる分野において必要な施策を総合的に推進します。

- 2 市は、全ての人の人権を尊重し、差別をはじめとする人権侵害をなくすために必要な施策を推進します。
- 3 市は、前2項に規定する施策の推進に当たり、市民、事業者等及び関係機関と適切に



連携を図ります。

(市民及び事業者等の役割)

第5条 市民及び事業者等は、基本理念に基づき、共生社会の実現に向けた理解を深めるとともに、市と共に自らがまちづくりの担い手として、共に支え合い生きていくことができる地域社会づくりの推進に努めます。

2 事業者等は、自らの組織に所属する者の人権尊重に努めるとともに、自らの組織活動を通じて人権が尊重される環境づくりに努めます。

(基本方針の策定)

第6条 市は、共生社会の実現に向けて施策を総合的に推進するため基本的な方針（以下「基本方針」といいます。）を策定します。

2 市は、基本方針に基づく施策の推進状況、社会情勢の変化その他社会調査の結果等により、必要に応じて基本方針を見直します。

(教育及び啓発の推進)

第7条 市は、一人一人が我が事として人権に関する正しい理解を深め、人権意識の向上を図るとともに、市民及び事業者等が共生社会づくりについて学び、実践ができるよう、学校教育、社会教育その他の場において、教育・啓発活動を推進します。

2 市は、市職員及び教職員がこの条例の目的及び基本理念を理解し、共生社会づくりに取り組むよう、研修等教育を行います。

3 市民及び事業者等は、その立場や特性に応じて人権や共生社会に関する教育・啓発に努めます。

(個別施策の推進)

第8条 市は、まちづくりを進めるに当たり、一人一人の多様性に合わせて、誰一人取り残さない視点をもって、市のあらゆる施策及び事業等を推進します。

2 市は、社会的弱者及び社会的少数者（以下「社会的弱者等」といいます。）を対象とした施策及び事業等の推進に当たり、社会的弱者等の感じる生きづらさ、困難さ等を解消する視点をもって推進します。

(相談体制の充実)

第9条 市は、一人一人が安心して相談できるよう、相談者に寄り添った相談体制の充実に努めます。

2 市は、国、県及びその他の専門機関等と連携を図り、相談者が相談内容に応じて適切な支援及び救済を受けることができるように努めます。

(共に生きる地域社会づくり)

第10条 市民及び事業者等は、地域の多様な人材の参画を図り、一人一人の個性及び多様

性が尊重され、それぞれが持つ志や力を調和させながら、誰にとっても暮らしやすい地域社会づくりに努めます。

2 市は、市民及び事業者等が進める地域社会づくりが円滑に行えるよう、必要な施策及び事業等を推進します。

(災害等非常時の対応)

第11条 市は、大規模災害の発生や感染症のまん延等の非常時（以下「非常時」といいます。）において、全ての人の命と暮らしが守られ、多様性に配慮した支援を行えるよう、平常時から非常時に備えた取組を推進するとともに、市民及び事業者等による助け合いの取組を支援します。

2 市民及び事業者等は、地域には多様な人々が暮らしていることを踏まえ、非常時においても互いに助け合う取組ができるよう、平常時からその体制づくりに努めます。

3 市は、非常時における人権侵害が起きないように、正しい理解を広める教育・啓発に努めます。

(推進体制の充実)

第12条 市は、この条例の目的を達成するために、市長の附属機関を設置し、共生社会の実現に向けた様々な課題に対応できるよう、取組を総合的かつ横断的に推進します。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めます。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(三田市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 まちづくりの基本原則（第4条—第8条）

第3章 市民主体のまちづくり

第1節 情報共有（第9条—第11条）

第2節 市民参加

第1款 市民参加に当たっての権利と責務（第12条—第14条）

第2款 市政への市民参加（第15条—第19条）

第3節 補完性と協働のまちづくり（第20条—第23条）

第4章 市議会（第24条・第25条）

第5章 市長等

第1節 市長（第26条—第28条）

第2節 市長等（第29条・第30条）

第3節 職員（第31条—第33条）

第6章 行政運営（第34条—第42条）

第7章 評価（第43条・第44条）

第8章 危機管理（第45条）

第9章 住民投票（第46条）

第10章 他の自治体等との連携・協力（第47条）

第11章 この条例の見直し（第48条）

付則

三田は、私たちのふるさとです。

悠久の歴史の中で伝承されてきた「恩田・悲田・敬田」の三福田の由来は、ふるさとからの大切なメッセージです。私たちのまちは、三田盆地に広がる田園風景や有馬富士、武庫川や千丈寺湖など四季折々の豊かな自然と、優れた都市機能が調和した田園文化都市として急速に発展を遂げてきました。

一方、私たちを取り巻く社会は、少子高齢・人口減少社会を迎え、人と人とのつながりが希薄化するなど、地域での暮らしに不安が生じています。また、地方分権が進展し、三田のまちの未来を自らの責任で決定することが求められており、私たちは、地域の特色を

活かしながら、まちづくりの進め方を見直す必要があります。

私たちの使命は、先人が築きあげてきた三田らしさを大切に守り育て、新たな魅力を生み出し、すべての市民が愛着と誇りを持って暮らせるまちを次の世代に引き継ぐことです。そのためには、「まちづくりの主演」として、市民が積極的にまちづくりに関わることが欠かせません。

私たちは、心のふれあう豊かな地域社会を実現するため、市民、市議会、市長等の総意として、それぞれが責任を果たしながら協働してまちづくりに取り組み、市民主体のまちづくりを進める拠りどころとして、ここに「三田市まちづくり基本条例」を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、まちづくりを進めるに当たって、その基本原則を定め、市民の権利と責務並びに市議会及び市長等の責務等を明らかにすることにより、市民主体のまちづくりの推進と暮らしやすいまちを実現することを目的とします。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとします。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。
- (2) 市長等 執行機関としての市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

### (この条例の位置づけ)

第3条 市民、市議会及び市長等は、この条例の趣旨を最大限に尊重します。

2 市議会及び市長等は、条例又は規則等を制定し、改正し、又は廃止する場合は、この条例との整合を図らなければなりません。

## 第2章 まちづくりの基本原則

### (まちづくりの基本原則)

第4条 市民、市議会及び市長等は、第1条の目的を達成するため、次条から第8条までに規定する原則に基づきまちづくりを進めます。

### (情報共有の原則)

第5条 市民、市議会及び市長等は、それぞれが有するまちづくりに関する情報を共有しながらまちづくりを進めます。

### (市民参加の原則)

第6条 まちづくりは、まちづくりの主体者である市民の参加によって行います。

## (補完性と協働の原則)

第7条 まちづくりにおける課題は、次の各号に掲げる手段によりその解決を図ります。

- (1) まちづくりの主体者である市民は、課題の解決に向けて自ら行動します。
- (2) 市民個人で解決することができない課題は、自治組織やボランティア組織等が取り組みます。
- (3) 市民だけで解決することができない課題は、市が、市民と共に取り組みます。

2 市民、市議会及び市長等は、お互いの信頼に基づいて、それぞれの立場と分野を活かし、対等の関係で活動し、連携し、及び協力しながらまちづくりを進めます。

## (評価の原則)

第8条 市民、市議会及び市長等は、まちづくりの評価を行い、その結果をまちづくりに活かします。

## 第3章 市民主体のまちづくり

### 第1節 情報共有

#### (市民の情報発信と共有)

第9条 市民は、身近なまちづくりの課題等の情報を自ら発信し、互いに共有します。

2 市長等は、市民が情報若しくは意見を交換できる機会又は場の提供に努めます。

#### (情報共有のための市議会及び市長等の責務)

第10条 市議会及び市長等は、市民が必要とする情報を的確に把握するとともに、適切な時期に、適切な方法で、それぞれの有する情報を分かりやすく公開し、提供しなければなりません。

2 市議会及び市長等は、様々な環境にある市民に対して、必要な情報が確実に届くよう努めなければなりません。

3 市議会及び市長等は、三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号）で定めるところにより、積極的にまちづくりに関する情報の提供又は公表を進め、情報公開の総合的な推進に努めなければなりません。

#### (個人情報の保護)

第11条 市議会は、三田市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年三田市条例第15号）で定めるところにより、保有する個人情報を適切に取り扱い、個人の権利利益を保護しなければなりません。

2 市長等は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び三田市個人情報保護法施行条例（令和5年三田市条例第5号）で定めるところにより、保有する個人情報を適切に取り扱い、個人の権利利益を保護しなければなりません。

3 市民は、まちづくりを行うに当たり個人情報を取り扱うときは、適正な取扱いに努め

ます。

(令5条例5・令5条例15・一部改正)

## 第2節 市民参加

### 第1款 市民参加に当たっての権利と責務

(市民参加の権利と責務)

第12条 市民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有します。

2 前項に規定する権利は、市民の自主性及び自立性が尊重されなければなりません。

3 市民は、まちづくりへの参加に当たって、それぞれが地域社会の一員として広い視野に立ち、自らの発言と行動に責任を持つよう努めます。

(事業者の責務)

第13条 市内で事業活動その他の活動を行う者及び団体は、地域社会の一員として、その社会的な役割を認識し、地域社会との調和を図るとともに、地域課題の解決に向けたまちづくりの取組みに努めなければなりません。

(市民参加の環境整備)

第14条 市議会及び市長等は、市民が行うまちづくりを尊重するとともに、その活動を支援し、市民がまちづくりに参加しやすい仕組みを整備しなければなりません。

### 第2款 市政への市民参加

(市政への市民参加における市長等の責務)

第15条 市長等は、総合計画の策定並びに市政運営における計画の立案、実施及び評価の一連の過程において多様な市民参加の機会を保障し、市民の意見を積極的に取り入れることにより、市民力と地域力を活かすよう努めなければなりません。

2 市長等は、市民が参加しやすいように、市政運営に関する情報を多様な広報手段を用いて、積極的に、かつ、分かりやすく提供しなければなりません。

3 市長等は、市民から出された意見及び提案の結果について、市民に具体的に、かつ、分かりやすく説明しなければなりません。

(企画立案段階からの市民参加)

第16条 市長等は、総合計画、市の重要な計画及び条例（以下この条及び次条において「計画等」といいます。）の案を作成しようとするときは、企画立案の段階から多様な手法を用いて市民が参加できるようにしなければなりません。この場合において、市長等は、地域、年齢及び性別その他必要な事情に配慮するよう努めなければなりません。

2 市長等は、計画等を策定しようとするときは、計画等の案と関連する資料を公表し、広く市民の意見を求めなければなりません。

- 3 市長等は、前項に規定する市民の意見を聴取するときは、多様な手法を用いて、当該意見を聴取しなければなりません。
- 4 市長等は、市民の意見に対する市長等の考え方を整理し、これを公表しなければなりません。

(平26条例33・一部改正)

(附属機関への市民参加)

第17条 市長等は、計画等の案について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する附属機関の調査審議等を通じて市民意見を聴こうとするときは、当該附属機関の委員の選任に当たって、三田市市政への市民参加条例（平成26年三田市条例第33号。以下「市政参加条例」といいます。）第10条第2号に規定する市民委員を含めなければなりません。

- 2 市長等は、前項の市民委員の選任に当たっては、透明性及び公平性を確保するとともに、附属機関の設置目的や応募人数等に応じて、地域、年齢及び性別その他必要な事情に配慮しなければなりません。
- 3 市長等は、附属機関の会議を原則として公開しなければなりません。
- 4 市長等は、附属機関の開催情報や会議結果等を分かりやすく公表しなければなりません。

(平26条例33・一部改正)

(まちづくり提案)

第18条 市長等は、市政参加条例第21条に規定するまちづくり提案を受けたときは、公正かつ透明な手続で検討しなければなりません。

- 2 市長等は、前項の検討により当該まちづくり提案がまちづくりに資すると認められたときは、その実現に向けて必要な措置を講じなければなりません。

(平26条例33・一部改正)

(市政への市民参加に関する条例)

第19条 市政への市民参加の手続その他必要な事項は、市政参加条例で定めるところによります。

(平26条例33・全改)

第3節 補完性と協働のまちづくり

(地域コミュニティ)

第20条 市民、市議会及び市長等は、地域コミュニティがまちづくりの基礎を担うものであることを認識するとともに、地域コミュニティを守り育てるよう努めます。

- 2 市民は、地域コミュニティの活動に主体的に参加することにより、互いに助け合い、

安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に努めます。

- 3 市長等は、各市民センター等を拠点として、市民と共に地域における課題の解決を図ります。

(協働の推進)

第21条 市議会及び市長等は、市民、市議会及び市長等が協働してまちづくりを推進するために、市民力が最大限に発揮されるよう機会を設けるとともに、状況に応じて必要な措置を講じなければなりません。

(協働提案)

第22条 市長等は、市民からの協働提案を積極的に取り上げ、活用するための仕組みをつくりまします。

- 2 市長等は、前項の協働提案を受けたときは、公正かつ透明な手続で検討しなければなりません。
- 3 市長等は、前項の検討により当該協働提案が協働のまちづくりに資すると認められたときは、その実現に向けて取り組まなければなりません。

(協働のまちづくりに関する推進方策)

第23条 協働のまちづくりの推進方策その他必要な事項については、別に定めます。

#### 第4章 市議会

(市議会の役割と責務)

第24条 市議会は、市民を代表する合議制の意思決定機関として、次の各号に掲げる役割と責務を担います。

- (1) 市の重要な意思決定、市政の監視、政策の立案等を行うこと。
  - (2) 前号の役割を果たすに当たり、市民の意思が適切に反映されるよう活発な討議を行うとともに、議会活動について市民との情報の共有化を図り、開かれた議会運営に努めること。
- 2 前項に定めるもののほか、市議会の権能、運営及び組織に関する基本的な事項は、別に条例で定めます。

(議員の役割と責務)

第25条 市議会議員は、市民の信託に応え、市議会が前条に規定する役割等を果たすため、次の各号に掲げる役割と責務を担います。

- (1) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。
  - (2) 市民に開かれた議会運営の実現に寄与するための活動を行うよう努めること。
- 2 前項に定めるもののほか、市議会議員の活動及び責務等に関する基本的な事項は、別



に条例で定めます。

## 第5章 市長等

### 第1節 市長

#### (市長の責務)

第26条 市長は、市政運営の方針を明確に定め、適切かつ合理的な意思決定のもと、責任をもって市行政を運営しなければなりません。

2 市長は、市民の信託に応え、市民の代表にふさわしい品格と倫理を持ち、法令を遵守しなければなりません。

#### (就任時の宣誓)

第27条 市長は、就任に当たって、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、この条例を尊重して公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓しなければなりません。

#### (総合計画)

第28条 市長は、目指すべき将来像を定める基本構想及びこれを実現するための具体的な取組みを定める基本計画で構成する総合計画を定めます。

2 市長は、総合計画を定めるに当たっては、市議会の議決を経なければなりません。

3 市長は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検証し、必要に応じて見直しを図ります。

4 市長は、各分野の個別計画を策定するときは、総合計画の実現に則した内容にしなければなりません。

### 第2節 市長等

#### (執行機関としての市長等の責務)

第29条 市長等は、条例、予算その他の市議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく事務を、その権限と責任において公正かつ誠実に執行しなければなりません。

2 市長等は、その所管する事務の企画立案、予算、事業の実施及び評価において、内容、効果を明らかにし、市民に分かりやすく説明しなければなりません。

#### (人材育成)

第30条 市長等は、多様化する行政需要に対応できる知識や能力を持ち、市民の立場に立って、自ら行政課題を見出し、解決することができる職員の育成に努めなければなりません。

2 市長等は、職員の研修制度を充実させ、政策研究を支援するとともに、自己研エラー!のための多様な機会を提供するよう努めなければなりません。

### 第3節 職員

#### (職員の責務)

第31条 職員は、その職責が市民の負託に基づくことを自覚し、能力開発に努めるとともに、市民との信頼関係を築き、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

#### (法令遵守)

第32条 職員は、三田市職員倫理条例（平成18年三田市条例第36号）で定めるところにより、法令を遵守し、職務を遂行しなければなりません。

#### (公益目的通報)

第33条 職員は、法令（条例、規則、訓令を含みます。）違反又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与える違法行為等が生じ、又はまさに生じようとしていると思料するときは、三田市公益目的通報者保護条例（平成18年三田市条例第35号）で定めるところにより、対応しなければなりません。

### 第6章 行政運営

#### (行政運営の基本原則)

第34条 市長等は、次の各号に掲げる事項を遵守して行政運営を行わなければなりません。

- (1) 最少の経費で最大の効果を挙げること。
- (2) 公正性及び透明性を重視し、説明責任を果たすこと。
- (3) 市民の目線に立った分かりやすい行政運営を行うこと。

#### (組織の編成)

第35条 市長等は、社会情勢に的確に対応した政策を着実に実現するため、機能的な組織を編成するとともに、横断的な連携を図らなければなりません。

#### (政策法務)

第36条 市長等は、市民ニーズ及び地域課題に的確に対応するため、法令等を主体的に解釈するとともに、自治立法権を積極的に活用しなければなりません。

#### (財政の運営)

第37条 市長等は、財政運営に当たっては、中長期的な展望に立ち、歳入に見合った歳出を計画する等により、持続性のある財政基盤を確立しなければなりません。

- 2 市長等は、予算の編成及び執行に当たっては、常に機能的で、効率的かつ効果的な運用を行わなければなりません。
- 3 市長等は、保有する財産の適正な管理及び計画的かつ効果的な活用に努めなければなりません。
- 4 市長等は、財政状況及び財産の保有状況その他市の経営状況並びに市が支出した補助

金等に関する資料を作成し、市民に分かりやすく公表しなければなりません。

(行政改革)

第38条 市長等は、組織、執行体制等の行政運営について常に改善又は改革を行わなければなりません。

2 市長等は、前項の改善又は改革の推進に関する事項について調査審議するため、市民及び有識者等によって構成される第三者機関を設置します。

(監査制度)

第39条 市議会及び市長等は、適正で、効率的かつ効果的な行政運営を確保するため、監査制度の充実を図らなければなりません。

(行政手続)

第40条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、三田市行政手続条例（平成9年三田市条例第3号）で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関する事項を明らかにしなければなりません。

(意見、要望、苦情等への対応)

第41条 市長等は、市民からの意見、要望、苦情等（以下次条において「意見等」といいます。）があったときは、適正、公正かつ速やかに事実関係を調査し、真摯に対応しなければなりません。

(オンブズパーソン)

第42条 市長は、市民の権利利益の擁護を図るとともに、公正かつ透明な行政運営に資するため、市議会の同意を得てオンブズパーソンを設置します。

2 市民は、市長等への意見等をオンブズパーソンに申し立てることができます。

3 オンブズパーソンの職務、意見等の申立て手続その他必要な事項は、三田市オンブズパーソン条例（平成25年三田市条例第41号）で定めるところによります。

(平25条例41・一部改正)

## 第7章 評価

(まちづくりの評価)

第43条 市民、市議会及び市長等は、協働のまちづくりの経緯及び成果並びに総合計画に基づくまちづくりの進捗状況を評価します。

(行政評価)

第44条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、市長等が行う施策や事業の実施内容について行政評価を行い、その結果を施策等の改善や見直しに反映させなければなりません。

2 行政評価の手続その他必要な事項は、三田市行政評価条例（平成27年三田市条例第28

号) で定めるところによります。

(平27条例28・一部改正)

## 第8章 危機管理

(危機管理)

第45条 市長は、市民の生命、身体及び財産を災害等から保護し、その安全を確保するため、国、他の地方公共団体その他の関係団体と相互に連携し、協力することなどにより、危機管理に最大の努力を払わなければなりません。

2 市民は、災害等に対し自らを守る努力をするとともに、地域の安全は地域で守るという認識のもと、相互に協力しなければなりません。

3 災害等への対応について基本的な事項は、三田市危機管理基本条例（平成27年三田市条例第29号）で定めるところによります。

(平27条例29・一部改正)

## 第9章 住民投票

(住民投票)

第46条 市は、市政運営に重大な影響を及ぼす事項について、住民投票を実施することができます。

## 第10章 他の自治体等との連携・協力

(他の自治体等との連携・協力)

第47条 市は、まちづくりに関する共通の課題又は広域的課題を解決するため、国及び他の地方公共団体と相互に連携し、協力するよう努めます。

## 第11章 この条例の見直し

(この条例の見直し)

第48条 市長は、この条例の施行状況を5年ごとに検証しなければなりません。

2 市長は、検証に当たって、市民の意見が反映される仕組みを構築しなければなりません。

3 市議会及び市長等は、必要に応じてこの条例の改正並びに他の条例及び規則等の制定、改正又は廃止等の必要な措置を講じなければなりません。

## 付 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

付 則（平成25年条例第41号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成26年条例第33号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

付 則（平成27年条例第28号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

付 則（平成27年条例第29号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

付 則（令和5年条例第5号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和5年条例第15号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。